

**東北電力株式会社女川原子力発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉
施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ
—特定重大事故等対処施設の設置及び
耐圧強化ベント系の廃止—**

令和5年8月30日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・標記の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査の結果の案の取りまとめの決定について付議
- ・原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 経緯

令和4年1月6日に、東北電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき、特定重大事故等対処施設の設置及び耐圧強化ベント系の廃止に係る女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）が提出された。また、令和5年5月31日及び令和5年7月12日に、同社から同申請の補正書が提出された。

令和5年8月23日の原子力規制委員会臨時会議において、特定重大事故等対処施設の設置に対する原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号の各要件への適合性に係る審査書案が審議され、了承された。

3. 審査の結果の案の取りまとめ

本申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

4. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

6. 科学的・技術的意見の募集（第2案で委員会了承）

（1）特定重大事故等対処施設の設置に係る審査結果について

「特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて」（平成28年2月3日原子力規制委員会了承事項、2015FY-11）に基づき、別紙1添付1の審査書案については、科学的・技術的意見の募集は行わない。

（2）耐圧強化ベント系の廃止に係る審査結果について

本発電所については、新規規制基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（令和元年11月28日から30日間）。今回の申請に係る審査書案の取りまとめにあたっては、

（第1案）：別紙1添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（第2案）：別紙1添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

7. 今後の予定

（第1案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果並びに別紙1添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

（第2案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

【附属資料一覧】

別紙1 東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

別紙2 東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）

別紙3 東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）

参考1 特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて（平成28年2月3日原子力規制委員会了承文書、2015FY-11）